

表7. 2 開発許可制度関係手数料

(R8. 4. 1改正)

県条例第8条 該当号	手数料の名称	手数料の額 (円)			
		開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
第1号	法第29条第1項 又は第2項の開 発行為許可申請 手数料	0.1 未 満	9,600	16,100	98,900
		0.1 ~ 0.3	26,000	34,000	154,000
		0.3 ~ 0.6	49,400	73,900	218,000
		0.6 ~ 1.0	98,900	140,000	300,000
		1.0 ~ 3.0	148,000	227,000	451,000
		3.0 ~ 6.0	195,000	307,000	580,000
		6.0 ~ 10.0	250,000	393,000	749,000
		10.0 以 上	341,000	550,000	988,000
第2号	法第35条の2第 1項の開発行為 変更許可申請手 数料	申請1件につき次の額を合算した額（その額が988,000円を 超えるときは988,000円）			
		開発行為に関する設計の変更（ロのみに該当する場合を 除く）については、開発区域の面積（ロに規定する変更を 伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の 縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応 じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
		新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1 号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに 編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額			
		その他の変更			11,800
第3号	法第41条第2項 ただし書の建築 許可申請手数料			53,500	
第4号	法第42条第1項 ただし書の建築 許可申請手数料			30,100	
第5号	法第43条第1項 の建築許可申請 手数料	敷地の面積 (ha)			
		0.1 未 満			7,720
		0.1 ~ 0.3			21,400
		0.3 ~ 0.6			44,700
		0.6 ~ 1			78,500
		1 以 上			110,000
第7号	法第45条の開発 許可を受けた地 位の承継承認申 請手数料	自己居住用			1,960
		自己業務用 (1ha未満)			1,960
		自己業務用 (1ha以上)			2,850
		非自己用			18,100
第8号	開発登録簿の写 の交付申請手数 料			620	
県手数料条例 第2条別表四 (租税特別措 置法関係手数 料)	優良宅地造成認 定申請手数料	造成宅地の面積 (ha)			
		0.1 ~ 0.3			151,000
		0.3 ~ 0.6			218,000
		0.6 ~ 1.0			294,000
		1.0 ~ 3.0			445,000
		3.0 ~ 6.0			585,000
		6.0 ~ 10.0			749,000
		10.0 以 上			988,000